

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(仮称)等を定めるにあたり、現行の「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」該当箇所の改正要望案

PEACE 命の搾取ではなく尊厳を
認定 NPO 法人アニマルライツセンター
NPO法人動物実験の廃止を求める会

犬猫に関しては、現在検討中の飼養保管基準が反映されると思いますので記入していませんが、その他の動物に係る部分として、以下の見直しを要望いたします。

(修正箇所：赤字下線、追加要望箇所：赤字)

現行	改正要望案
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
<略>	<略>
<p>第二条 法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第二条 法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p>
<略>	<略>
<p>四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図(飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。)</p> <p>イ <u>ケージ</u>等(動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。)</p>	<p>四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図(飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。)</p> <p>イ <u>寝床、休息場</u>等(動物の飼養又は保管のために使用する設備のうち、動物が睡眠、休息をとるためのおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。)</p> <p>(新設) 運動スペース等(動物を運動させるためのスペースをいう。イと一体型である施設を除く。以下同じ。)</p> <p>(新設) 動物が正常な行動をとるための設備</p>
<p>ロ 照明設備(営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。)</p> <p>ハ 給水設備</p> <p>ニ 排水設備</p> <p>ホ 洗浄設備(飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。)</p>	<p>ロ 照明設備(営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。)</p> <p>ハ 給水設備</p> <p>ニ 排水設備</p> <p>ホ 洗浄設備(飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。)</p>

へ 消毒設備(飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。)

ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

チ 動物の死体の一時保管場所

リ 餌の保管設備

ヌ 清掃設備

ル 空調設備(屋外施設を除く。)

ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備(ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。)

ヰ 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう。)を営もうとする者に限る。)

<略>

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。

二 販売業(動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号に定める内容に適合していること。

三 貸出業(動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第三号、第八号及び第十号に定める内容に適合していること。

四 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。

へ 消毒設備(飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。)

ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

チ 動物の死体の一時保管場所

リ 餌の保管設備

ヌ 清掃設備

ル 空調設備(屋外施設を除く。)

ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備(ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。)

ヰ 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう。)を営もうとする者に限る。)

(新設) 温度計、湿度計等の計測器具

(新設) 事務所等(台帳等の保管を行うための施設をいう。)

<略>

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。

二 販売業(動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号に定める内容に適合していること。

(新設) 展示業を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第三号、及び《(新設項)》に定める内容に適合していること。

三 貸出業(動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第三号、第八号及び第十号に定める内容に適合していること。

四 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。

<略>

七 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 飼養施設は、第二条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。

二 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入を防止できる構造であること。

三 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。

四 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。

五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。

<略>

(第一種動物取扱業者の遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る。)を販売に供すること。

二 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。

三 販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

四 販売業者、貸出業者及び展示業者(登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。)にあつては、犬又は猫

<略>

七 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、~~又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。~~

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 飼養施設は、第二条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。

二 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入を防止できる構造であること。

三 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。

四 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。

五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。

<略>

(第一種動物取扱業者の遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(~~哺乳類に属する動物に限る。~~)を販売に供すること。

二 販売業者、及び貸出業者及び展示業者(登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。)にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は、貸出し又は展示に供すること。

三 販売業者、及び貸出業者及び展示業者にあつては、二日間二週間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は、貸出し又は展示に供すること。

四 販売業者、貸出業者及び展示業者(登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。)にあつては、動物に過

の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間(特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻(複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻)のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。)は、十二時間を超えてはならない。

五 販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書(電磁的記録を含む。)を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ホ 適切な給餌及び給水の方法

ヘ 適切な運動及び休養の方法

ト 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)

リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)

ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ル 性別の判定結果

度の苦痛を与えないように、展示の時間を適切なものとする。《展示動物の飼養保管基準より追加》

犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間(特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻(複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻)のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。)は、十二時間を超えてはならない。

五 販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書(電磁的記録を含む。)を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ホ 適切な給餌及び給水の方法

ヘ 適切な運動及び休養の方法

ト 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)

リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)

ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ル 性別の判定結果

ヲ 生年月日(輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)

<p>ヲ 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)</p> <p>ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)</p> <p>カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)</p> <p>ヨ 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)</p> <p>タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等</p> <p>レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。)</p> <p>ゾ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p> <p>六 販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。</p> <p>七 販売業者にあつては、契約に当たつて、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。</p>	<p>ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)</p> <p>カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された場合にあつては、捕獲した者の氏名又は名称及び所在地)</p> <p>ヨ 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)</p> <p>タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等</p> <p>レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。)</p> <p>ゾ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p> <p>六 販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。</p> <p>七 販売業者にあつては、契約に当たつて、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。</p> <p>(新設) 展示業者にあつては、動物を展示する場合には、当該展示をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われていることを示すための表示を行うこと。</p> <p>イ 動物種、品種等の名称</p> <p>ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報</p> <p>ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報</p> <p>ニ 生息地、生理、生態、習性に係る情報</p> <p>ホ 当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容</p> <p>ヘ 性別の判定結果</p> <p>ト 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に係る情報</p>
--	---

<p>八 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。</p> <p>イ 品種等の名称</p> <p>ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模</p> <p>ハ 適切な給餌及び給水の方法</p> <p>ニ 適切な運動及び休養の方法</p> <p>ホ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるとおそれの高い疾病の種類及びその予防方法</p> <p>ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容</p> <p>ト 性別の判定結果</p> <p>チ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)</p> <p>リ 当該動物のワクチンの接種状況</p> <p>ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p> <p>九 競りあっせん業者(登録を受けて動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。)にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。</p> <p>十 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこと。</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。</p>	<p>チ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物について観客に伝えるべき必要な事項</p> <p>八 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。</p> <p>イ 品種等の名称</p> <p>ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模</p> <p>ハ 適切な給餌及び給水の方法</p> <p>ニ 適切な運動及び休養の方法</p> <p>ホ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるとおそれの高い疾病の種類及びその予防方法</p> <p>ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容</p> <p>ト 性別の判定結果</p> <p>チ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)</p> <p>リ 当該動物のワクチンの接種状況</p> <p>ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p> <p>九 競りあっせん業者(登録を受けて動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。)にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。</p> <p>十 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこと。</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。</p>
--	---

(PEACE 事務局) 〒170-6001 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 1F MBE510
Tel:070-5569-7689 Fax: 03-4578-2024 Eメール:info@animals-peace.net